# 南部徳洲会病院　院内感染対策指針

## Ⅰ．　院内感染対策に関する基本的な考え方

南部徳洲会病院は、良質で高度な医療を安全に提供することを使命とする急性期病院である。医療関連感染を未然に防止するとともに、ひとたび感染症が発生した際には拡大の防止のために、その原因を速やかに特定して、これを制圧、終息させることが重要である。院内感染防止対策を全職員が把握し、病院の理念に沿った医療を提供できるように本指針を作成する。

## Ⅱ．　院内感染対策指針

院内感染対策指針に基づき以下の要件を含むものを作成する。
院内感染対策指針は、院内感染対策委員会(ICC：Infection Control Committee)において策定及び改訂するものとする。

① 医療関連感染に関する基本的な考え方
② 医療関連感染対策のための委員会その他当該病院等の組織に関する基本事項
③ 医療関連感染対策のための職員に対する研修に関する基本事項
④ 感染症発生状況の報告に関する基本方針
⑤ 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針
⑥ 患者等に対する院内感染対策
⑦ その他の病院における医療関連感染対策の推進のために必要な基本方針

## Ⅲ．　感染管理体制

① 感染防止対策部門(感染対策室)の設置
南部徳洲会病院は、病院長直下に感染防止対策部門(感染対策室)を設置し、組織的に医療関連感染対策を実施する体制を整える。感染対策室には看護師(専従)事務(専従)配置し、ICT(感染制御チーム)として医師(兼任)薬剤師(兼任)臨床検査技師(兼任)を加えたチームで、職員の健康管理、教育、医療関連感染相談、発生動向監視(サーベイランス)、対策実施の適正化および介入を行う
当院の医療関連感染対策に関する取組事項(概要)を院内の見やすい場所に掲示して周知するものとする

② 院内感染対策委員会(Infection Control Committee)の開催
医療関連感染対策の推進のため、ICCを開催する。院内感染対策委員会は、以下にあげる事項を満たすものとする
1)ICCの管理および運営に関する規定を定める
2)ICCの構成員は、院長、看護部長、事務部長を始め管理的立場にある職員及び薬剤部門、臨床検査部門、臨床工学部門、医療安全管理部門を代表する職員等により組織横断的に構成される
3)月1回程度開催すると共に、重大な問題が生じた場合は朝の管理会議において適宜開催する
4)院内の各部署から医療関連感染感染に関する情報が感染対策室に報告され、mini運営会議等で状況に応じた対応対応策が現場に迅速に還元される体制を整備し、重要な検討内容について、医療関連感染発生時及び発生が疑われる際の患者への対応状況も含め、院長に報告する。
5)医療関連感染が発生した場合には、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び職員への周知を図る
6)ICCで立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行う
7)院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を整える。指定抗菌薬(抗MRSA薬や広域スペクトラムを有する抗菌薬)については届出制の体制を整備する
8)検体からの薬剤耐性菌検出情報、感受性情報など、医療関連感染対策に重要な情報が臨床検査部から診療部門に迅速に伝達されるよう、院内部門間の感染症情報の共有体制を確立する

## Ⅳ．　感染制御チーム(Infection Control Team:ICT)活動の推進

医療関連感染防止に係る諸対策の推進を図るため、感染管理部門内の直下にICTを設置する。院長は、ICTが円滑に活動できるよう、ICTの院内での位置づけおよび役割を明確化し、院内の全ての関係者の理解および協力が得られる環境を整える。

## Ⅴ．　抗菌薬適正使用支援チーム(Antimicrobial Stewardship Team:AST)活動の推進

薬剤耐性(AMR)対策の推進、特に抗菌薬の適正使用の推進を図る。感染対策向上加算に含まれる抗菌薬適正使用推進のため指定抗菌薬を使用している患者や敗血症の徴候のある患者、免疫不全の患者集団を把握し、使用抗菌薬の状況、長期使用など当院のアンチバイオグラムに沿った使用を推進する

## Ⅵ．　医療関連感染のための職員に対する教育、研修等

感染対策部門は、医療関連感染対策を推進するため、職員に対する研修を、ICT/ASTと連携して、年2回程度、定期的に開催する。研修の実施内容(開催又は受講日、出席者、研修項目、評価)について記録保管を行う

## Ⅶ．　感染症発生状況の監視と発生状況の報告

発生の報告
感染症に係る院内の報告体制を確立し、必要な情報が感染対策部門に集約されるよう整備する。また、管轄保健所や徳洲会本部への必要な報告を可及的速やかに行う

## Ⅷ．　医療関連感染発生時の対応

感染対策部門は、医療関連感染症の発生、またその兆候を察知した時は、いかに沿って迅速かつ適切に対応する

## Ⅸ．　患者等に対する当該指針の公開

病院感染対策指針は、当院のホームページ(感染対策室)に公開し、患者及び家族並びに病院利用者が閲覧できる様に配慮する。また、院内各所へ掲示(概要)する

医療法人徳洲会　南部徳洲会病院